

VI 施策の大綱（重点目標別 施策の基本的方向と具体的施策）

主要課題 1 男女の人権の尊重

重点目標（1）女性に対する暴力の根絶

（現状）

- ・ 暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、女性に対する暴力が大きな社会問題となっています。
- ・ 被害が潜在化しやすく、その深刻さが社会的に十分に理解されていません。
- ・ 平成 13 年に制定された配偶者暴力防止法は、実効性を確保するための改正がなされています。令和元年 6 月の改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる DV 被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されることとなりました。
- ・ 愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例に基づき、県民総ぐるみで効果的な対策を進めています。
- ・ 性暴力被害者の心身の負担軽減とその健康回復、被害の潜在化防止等を目的に、平成 30 年 9 月にえひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」(※) を開設し、365 日 24 時間相談を受け付けています。
- ・ 国では「性犯罪・性暴力の強化の方針」を決定し、令和 2 年度～4 年度の 3 年間で集中強化期間として実効性ある取組を推進しています。
- ・ ICT（情報通信技術）の進化や SNS など新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しています。

○女性に対する暴力をなくす方策（複数回答）

項目	H21	H26	R 元
被害女性のための相談所や保護施設を整備する	38.4%	40.5%	37.1%
捜査や裁判での担当者に女性を増やす	36.1%	36.8%	36.6%
犯罪の取締りを強化する	38.5%	35.3%	37.4%
法律・制度の制定や見直しを行う	35.2%	29.6%	39.5%
学校における男女平等や性についての教育を充実させる	23.3%	26.2%	31.8%

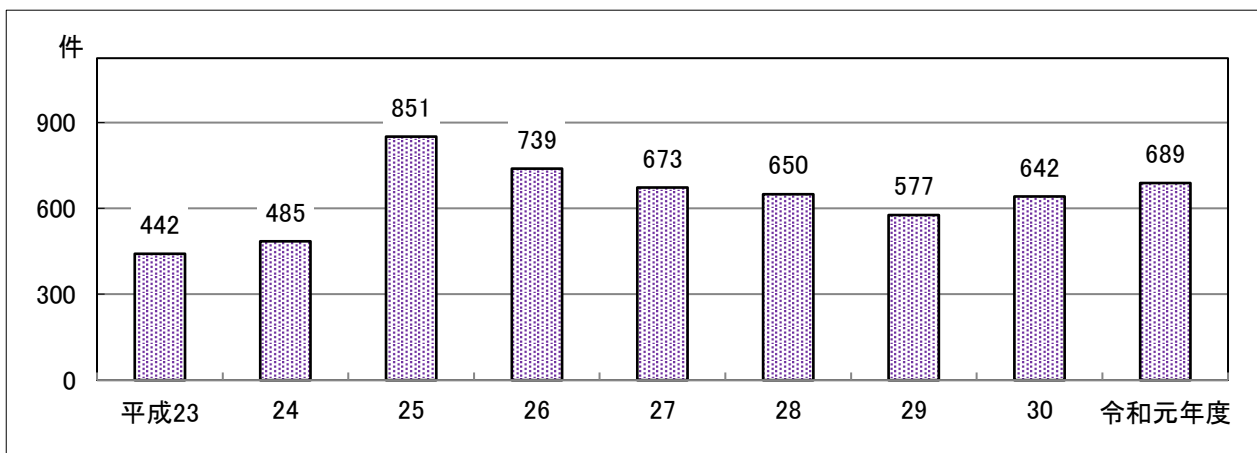
資料：愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

○夫婦間の暴力経験の有無

区 分	何度もあった	1,2度あった	まったくない	無回答
身体的暴行（例：なぐったり、物を投げつけたりするなどの身体に対する暴行）	2.5%	7.8%	60.6%	29.1%
心理的攻撃（例：精神的な嫌がらせ、恐怖を感じるような脅迫）	5.8%	7.7%	57.0%	29.4%
経済的圧迫（例：給料や貯金を勝手に使われる、生活費を渡さないなど）	1.9%	4.6%	63.8%	29.7%
性的強要（例：性的な行為を強要される、避妊に協力しないなど）	1.9%	2.9%	65.0%	30.3%

資料：愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料：愛媛県子育て支援課調

（課題）

- ・ あらゆる暴力（身体的、性的、心理的暴力等）の根絶に向け、異なる人格を認め合い、お互いの人権が尊重されるような教育、学習の徹底が必要です。
- ・ 女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発を進めるとともに、関係機関等との連携強化、相談や保護等の体制や被害者の自立支援に向けた体制の充実に努める必要があります。
- ・ 被害者が安心して相談機関等に相談できるような環境の整備が必要です。
- ・ ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会的認識を徹底する必要があります。
- ・ えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」において、安心して相談できる体制のさらなる充実に努めるとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき必要な施策に取り組む必要があります。
- ・ 配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応との連携協力を強化する必要があります。

施策の方向 ①暴力の発生を防ぐ環境づくり

（具体的施策） （担当：県民環境部、保健福祉部、教育委員会、警察本部）

- ア 暴力に対する認識や危機回避の方法に関する教育研修を若者から高齢者まで幅広い世代に対し計画的に実施
- イ セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発
- ウ 学校・職場・地域等における意識啓発を行うため、印刷物による啓発資料の作成、配布及び講座や講演会の開催、並びに研修会に対する講師の派遣、紹介
- エ 「女性に対する暴力をなくす運動」(※)の趣旨に沿った啓発
- オ 配偶者等に対する暴力についての実態把握と結果の周知による理解の促進
- カ 若い世代に対するデートDV (※) 防止啓発講座の開催や被害者相談窓口の周知
- キ 小中学校の初任者研修にコンプライアンス講座を追加
- ク 「おいせつ行為の未然防止」に関する内容を取り上げた階層別研修の実施

施策の方向 ②女性に対する暴力への厳正な対処

(具体的施策) (担当：県民環境部、保健福祉部、警察本部)

- ア 強力で適正な性犯罪捜査の推進、捜査員の研修の強化
- イ 配偶者暴力防止法、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）等関係諸規定の厳正な運用
- ウ 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法等の解説パンフレットの作成、配布
- エ 加害者及び被害者となることを防止する観点からの予防啓発プログラムの紹介・普及

施策の方向 ③被害女性に対する保護等の充実

(具体的施策) (担当：県民環境部、保健福祉部、警察本部)

- ア 被害者等の人権に配慮した保護、支援
- イ 婦人相談所等における緊急一時保護等の体制の充実
- ウ 民間のシェルター(※)の設置及び運営に関する支援
- エ 配偶者からの暴力被害者の自立支援に向けた体制の整備
- オ 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等各種相談所、警察等における相談等の拡充（時間帯の拡幅、相談員の研修、相談機関の連携強化）
- カ 外国語による支援情報の提供

施策の方向 ④性暴力への対策の推進

(具体的施策) (担当：県民環境部、保健福祉部、警察本部)

- ア えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における総合的な支援体制の充実
- イ 性犯罪被害者に対する経済的支援事業の整備（初診料等に対する公費負担）
- ウ 被害を届けやすい環境の整備（全警察署への女性警察官の配置、性犯罪捜査係や鑑識係等への女性警察官の登用）

施策の方向 ⑤インターネット上の女性に対する暴力等への対応

(具体的施策) (担当：県民環境部、保健福祉部、教育委員会、警察本部)

- ア インターネットを介した性被害等を防ぐため、青少年のスマートフォンや携帯電話の利用に関して、安全・安心利用の啓発を推進
- イ 情報リテラシー学習アプリの開発、運用
- ウ 警察ホームページ、SNS 等を活用して広報紙を掲載し、啓発を推進

(※) えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」

えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」は性暴力被害者に対するワンストップ支援センターです。性暴力被害者の心身の負担軽減とその健康回復、被害の潜在化防止等を目的に設立され、性暴力被害者に対する専門の相談機能を持ち、警察等への同行支援や支援のコーディネート等適切な支援を行います。

(※) 「女性に対する暴力をなくす運動」

国は女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、平成12年度から実施しています。期間は、11月25日(国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」)を最終日とする2週間です。

(※) デートDV

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった間柄で起こる暴力のことで、その中でも恋人間で起こるDVがデートDVといわれています。

(※) 民間のシェルター

シェルターとは、暴力などから逃れてきた女性のための一時的避難所のことで、居住場所や食事の提供など女性に対する支援を行っています。民間の先駆的自主活動として被害女性への精神的ケアや自立支援など様々な取組が行われています。

重点目標 (2) メディアにおける男女の人権の尊重

(現状)

- ・ 一部のメディアにおいて、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象として捉えるような表現がなされ、人権侵害となるような違法・有害な情報の流通が社会問題となっています。
- ・ インターネット等の普及によりメディアが多様化する中で、メディアによってもたらされる情報の影響は更に拡大するものと見込まれています。

○メディアにおける性・暴力表現について（複数回答）

項目	H21	H26	R元
そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない	38.3%	38.5%	37.2%
社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている	45.4%	36.2%	32.9%
女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ	27.6%	22.9%	25.6%
女性に対する犯罪を助長するおそれがある	18.2%	16.9%	17.8%
女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている	10.1%	13.3%	20.5%

資料：愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

（課題）

- ・ 表現の自由が尊重されると同時に、表現される側の人権や不快な表現に接しない自由も尊重されなければなりません。
- ・ メディアが男女の人権を尊重するとともに、男女の様々な参画の姿が広く伝達され、男女共同参画の意識が浸透することにつながるよう、自主的な取組を促進していく必要があります。

施策の方向 ①メディアにおける人権尊重の自主的取組

（具体的施策） （担当：企画振興部、県民環境部）

- ア メディア側の担当者に人権尊重をテーマとした研修会等への参加促進
- イ 情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー（※））の向上のための研修、講座等の開催
- ウ 有害図書類指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動を推進

施策の方向 ②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進

（具体的施策） （担当：企画振興部、県民環境部）

- ア 県の行う広報における男女共同参画の視点に立った表現の推進
- イ 市町等公的機関の広報における自主的な取組の促進

（※）メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

重点目標 (3) 生涯を通じた女性の健康支援

(現状)

- ・ 女性は、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じて、健康上の問題に直面しています。
- ・ 近年は、女性の就業等の増加などライフサイクルの変化により女性の健康を脅かす疾病構造が変化しています。
- ・ 人生 100 年時代における生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、スポーツ分野における男女共同参画の推進が求められています。

項目		H21	H26	R 元	備考
周産期死亡率	愛媛県	4.3	4.7	2.8	出産千人対
	全国平均	5.0	4.2	3.4	
乳がんの死亡率	愛媛県	9.7	10.6	28.6	年齢構成調整後 女子人口 10 万人対
	全国平均	10.5	10.6	23.4	
子宮がんの死亡率	愛媛県	3.1	4.2	12.9	年齢構成調整後 女子人口 10 万人対
	全国平均	4.3	4.2	10.7	
人工妊娠中絶実施率	愛媛県	12.8	9.8	13.8	15 歳以上 49 歳女子人口千人対
	全国平均	10.6	8.3	11.8	

資料：厚生労働省「人口動態調査」、「衛生行政報告例」

(課題)

- ・ 男女が、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくために、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し健康を享受できるようにしていくことが必要です。
- ・ 男女の身体的性差を踏まえた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。
- ・ 心身の健康は暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があり、健康課題解決には背景となる社会課題の解決も求められています。
- ・ 男性に比べ女性の運動・スポーツ習慣者の割合が低く、生涯にわたる女性の健康支援を確保するため、女性のスポーツ参加を促進することが必要です。また、スポーツ指導者においても女性の参画を進める必要があります。

施策の方向 ①生涯を通じた女性の健康支援

(具体的施策) (担当：スポーツ・文化部、県民環境部、保健福祉部、教育委員会)

- ア 女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等それぞれの段階に応じて適切な健康管理を行うことができるよう健康教育、相談体制等を整備、充実
- イ 性差に応じた的確な医療についての知識の普及
- ウ 保健所等における思春期の性と健康に関する情報提供の推進

- エ 更年期障害相談
- オ 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進
- カ 地域における日常的なスポーツ活動の推進
- キ 妊娠・出産期における女性の健康支援
- ク 不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実等
- ケ 周産期医療体制の強化
- コ 学校における児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の推進

施策の方向 ②健康をおびやかす問題についての対策の推進

(具体的施策) (担当：保健福祉部、警察本部)

- ア HIV／エイズに関する正しい知識の普及啓発や検査等の対策の推進
- イ 性感染症に関する正しい知識の普及や検査等の対策の推進
- ウ 薬物乱用防止対策の推進
- エ 喫煙及び飲酒対策の推進

重点目標 (4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

(現状)

- ・ 非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性に対する対応や、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることや貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められるようになってきています。
- ・ 高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方などのライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要となっています。
- ・ 性的指向や性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国人であること、同和問題の当事者であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。

(課題)

- ・ ひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困状況にある子どもへの教育支援や、また、次世代を担う子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、地域の実情に即した切れ目のない支援を行う必要があります。
- ・ 高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を進める必要があります。

- ・ 性的指向や性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める必要があります。

施策の方向 ① 貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援

(具体的施策) (担当：総務部、保健福祉部、経済労働部、公営企業管理局、教育委員会)

- ア 生活困窮者等への就業等自立支援
- イ 母子父子寡婦福祉資金制度の充実や児童扶養手当制度、医療費公費負担制度の実施
- ウ 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施のほか、資格取得のための給付金支給、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施
- エ ひとり親家庭等に対する家庭生活支援員の派遣や相談等支援策の推進
- オ ひとり親家庭等への各種支援制度の積極的な周知
- カ 経済状況による進学機会の差が生じないような教育費の負担軽減の実施
- キ 非正規雇用を巡る問題への対応のため、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等
- ク 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、関係機関の連携強化と幅広いネットワークによる支援
- ケ 複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じた、包括的な支援とその自立を促進するための生活困窮者自立支援法に基づく支援
- コ 子ども・若者の自立に向けた力を高める取組

施策の方向 ② 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

(具体的施策) (担当：企画振興部、スポーツ・文化部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、土木部、教育委員会)

- ア シルバー人材センターの機能強化
- イ シルバー人材センター事業周知のための普及啓発活動を支援
- ウ 学校への幅広い地域住民の参画による地域学校協働活動の推進
- エ ボランティア活動や住民参加型のサービス展開が容易に行われるような基盤整備(拠点・情報・学習環境等の整備)や助成
- オ 社会参加活動を促進するための学習機会の提供
- カ 障がいに配慮した教育の充実・推進及び障がい者の適性と能力に応じた雇用の場の確保
- キ 高齢者や障がい者の活動の場を広げるための道路、駅等のバリアフリー化の促進
- ク 障がい者が社会生活に必要な各種の情報等を気軽に得られるようにするためのコミュニケーション確保対策の充実
- ケ 障がい者の芸術文化活動やスポーツの振興
- コ 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の推進
- サ 障がいのある男女それぞれのニーズに対応した地域生活支援体制整備及び自立・社会参加の促進
- シ 障がい者の社会的・経済的自立を促進するための職業訓練の実施

ス 高齢者の見守り体制の整備

セ 外国人女性が言語、文化・価値観の違い、地域における孤立などの困難に加えて女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意し、情報提供や相談体制の整備

ソ 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々について人権教育や啓発活動の促進

主要課題2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

重点目標 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

(現状)

- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方については、否定的な意見が肯定的な意見を上回っています。
また、「仕事を持っている場合でも、家事・育児は女性がすべき」という考え方についても、否定的な意見が肯定的な意見を上回っています。
- ・男女の地位の平等感については、男性の方が優遇されているという意見が多くみられます。
- ・男女共同参画は働く女性の支援という印象を与え、あらゆる人々にとって必要という認識が広まらず、特に、男性に「自分の問題」との認識が低いことが指摘されています。
- ・固定的性別役割分担意識(※)や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)は女性、男性いずれにも存在しており、男女共同参画や女性活躍に関する取組の進展が十分でない要因の一つに考えられています。

○性別役割分担意識

項目		肯定的意見	否定的意見	どちらとも いえない	無回答
「男は仕事、女は家庭」という考え方は当然である	H21	13.2%	58.8%	22.3%	5.8%
	R元	9.6%	62.1%	25.8%	2.6%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成である(質問文を一部変更)	H26	12.9%	55.4%	28.2%	3.4%
	R元	9.6%	62.1%	25.8%	2.6%
仕事を持っている場合でも、家事・育児は女性がする方がよい	H21	10.3%	64.6%	19.2%	5.8%
	H26	15.5%	58.3%	22.3%	3.9%
	R元	12.2%	64.5%	20.8%	2.6%

資料：愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

○男女の地位の平等感

項目		平等になっている	男性の方が 優遇されている	女性の方が 優遇されている	わからない	無回答
家庭の中で	H21	25.0%	57.5%	6.2%	6.5%	4.7%
	H26	31.5%	53.5%	6.8%	6.2%	2.1%
	R元	29.1%	55.4%	6.5%	6.5%	1.9%
職場の中で	H21	13.8%	58.7%	6.1%	14.6%	6.9%
	H26	14.7%	63.5%	4.2%	13.3%	4.3%
	R元	19.7%	58.6%	5.9%	12.9%	2.9%
地域社会の中で	H21	13.6%	59.8%	6.1%	14.7%	5.8%
	H26	25.2%	51.7%	5.0%	14.5%	3.7%
	R元	20.4%	55.1%	5.0%	16.9%	2.6%

社会通念や慣習などで	H21	7.3%	73.0%	2.3%	10.9%	6.5%
	H26	10.2%	71.7%	2.7%	11.6%	3.8%
	R元	10.4%	73.1%	1.7%	11.8%	3.2%
法律や制度のうえで	H21	27.6%	38.5%	7.7%	20.1%	6.2%
	H26	33.0%	39.9%	6.1%	17.6%	3.3%
	R元	30.8%	45.0%	5.2%	15.7%	3.3%
政治の分野で	H21	16.0%	56.6%	3.2%	22.5%	6.2%
	H26	11.8%	68.8%	2.7%	18.2%	3.7%
	R元	12.7%	69.9%	3.6%	18.0%	2.9%

資料：愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

(課題)

- ・ 男女共同参画社会の実現の大きな障害となっている固定的性別役割分担意識等について、男女の人権尊重や社会・経済的活力、少子・高齢化社会への対応という観点から、広くその見直しを呼びかける必要があります。
- ・ 男女共同参画に関する認識を深めるため、わかりやすい広報・啓発活動を進める必要があります。
- ・ 男性も女性と同様に、男女共同参画社会の形成に向けて積極的な役割を果たすべき存在であり、男性にとっての意義と責任や、男性の地域・家庭等への参画を重視した広報・啓発活動を進める必要があります。
- ・ 男女ともに主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きるため、固定的性別役割分担意識等の解消に向けた男女双方の意識改革と理解促進が必要となっています。

施策の方向 ①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進

(具体的施策) (担当：企画振興部、県民環境部)

- ア メディアや県・市町・団体の広報、インターネット等による「男女共同参画推進週間パートナー・ウィークえひめ」(※)や国の「男女共同参画週間」の周知及び期間中のイベント等の実施
- イ インターネットを活用した時機にかなった広報啓発の実施
- ウ 男女共同参画に関するイベントの誘致、開催
- エ 男女共同参画社会の形成についての、わかりやすい広報・啓発
- オ 男性にとっての男女共同参画社会形成の意義と責任や、男性の地域・家庭等への参画を重視した広報・啓発
- カ 男女共同参画に関連の深い法律等のわかりやすい広報・啓発

施策の方向 ②男女共同参画に関する学習機会の提供

(具体的施策) (担当：企画振興部、スポーツ・文化部、県民環境部、保健福祉部、農林水産部、教育委員会)

- ア 男性の参加を重視した男女共同参画に関する学習機会の提供
- イ 男女共同参画の視点での子育て、老親介護についての講座等の実施

- ウ 男性の家事・生活能力向上、女性の経済的自立や財産形成に関する学習機会の提供
- エ 国内各地の研修会等の学習機会に関する情報提供
- オ 男女共同参画に関する各種の統計や調査の結果、各地の取組等についての情報提供
- カ 職場、学校、地域といった身近な生活の中で理解を深めることができる学習機会の提供への支援
- キ 男女共同参画を推進する事業者への情報提供
- ク 女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるための法律・制度の理解の促進
- ケ 世論調査等における男女別集計の実施

(※) 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

(※) 「男女共同参画推進週間パートナー・ウィークえひめ」

男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため設けています。期間は、6月17日から23日(男女共同参画社会基本法の公布、施行日)までの1週間で、愛称は「パートナー・ウィークえひめ」です。

重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進

(現状)

- ・ 大学への進学では、依然、男女とも特定の分野が多いのが実状です。
- ・ 大学進学率は、令和元年度調査において全国平均を男女とも下回るものの、女性の進学率は平成21年度と比べて15%も上昇し、平成26年度から男性の進学率を上回っています。
- ・ 世論調査では、「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい」という考え方に肯定的な意見が半数です。また、「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい」という考え方に肯定的な意見が約9割を占めています。
- ・ 小・中・高校では、男女混合名簿が導入され、適切な場面で使用されています。
- ・ 世論調査では、行政が力を入れるべき事項として「学校教育や社会教育・生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」を挙げる人が26.8%となっています。

○大学における学科別学生数の男女比率

項目	人文	社会科学	理学	工学	農学	医学
男性	34.7%	64.4%	72.1%	84.6%	54.9%	66.0%
女性	65.3%	35.6%	27.9%	15.4%	45.1%	34.0%

項目	歯学	保健 その他	家政	教育	芸術	その他
男性	57.3%	26.6%	9.8%	40.8%	31.0%	52.0%
女性	42.7%	73.4%	90.2%	59.2%	69.0%	48.0%

資料：文部科学省「令和元年度学校基本調査」

○高等学校卒業者の大学進学率

項目		H21	H26	R元
男性	愛媛県	47.9%	49.1%	48.8%
	全国平均	51.0%	51.6%	51.6%
女性	愛媛県	41.3%	55.5%	56.0%
	全国平均	43.4%	56.2%	57.8%

資料：文部科学省「学校基本調査」

○教育に対する意識

項目		肯定的意見	否定的意見	どちらとも いえない	無回答
男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい	H21	60.0%	15.7%	19.9%	4.4%
	H26	52.3%	15.0%	29.3%	3.3%
	R元	44.5%	25.8%	27.1%	2.6%
性別にこだわらず子どもの個性を伸ばす方がよい	H21	88.6%	2.8%	5.5%	3.1%
	H26	88.8%	2.0%	5.7%	2.9%
	R元	89.8%	2.2%	5.7%	2.3%
学校で出席簿の順番など「男子が先」という習慣をなくした方がよい	H21	31.3%	22.9%	40.4%	5.4%
	H26	32.8%	19.5%	43.4%	4.3%
	R元	35.9%	16.5%	43.8%	3.7%
女性は文系、男性は理系の分野が向いている	H21	6.9%	53.1%	34.4%	5.6%
	H26	4.3%	56.0%	35.8%	4.0%
	R元	3.9%	60.7%	9.5%	3.5%
知的な能力は性別による差よりも個人差の方が大きい	H21	79.4%	5.0%	10.8%	4.8%
	H26	80.4%	4.7%	10.9%	4.0%
	R元	82.1%	4.4%	9.5%	4.0%

資料：愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

(課題)

- ・ 学校においては、多様な選択を可能にする進路指導の徹底等、男女平等観に立った教育の実践が課題となっています。また、男女共同参画に対する正確な理解の浸透が求められています。
- ・ 家庭教育を含め社会教育においても男女共同参画の意識を高める学習の機会の提供が求められています。家庭は、基本的な人格形成の場であるという認識に立ち、家族全員の相互協力により、平等観と自立を促進する教育を進める必要があります。
- ・ 主体的で多様な選択を可能とし、自分らしく生きるため、男女共同参画の視点を踏まえた教育、能力開発、学習機会の充実が求められています。

施策の方向 ①男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(具体的施策) (担当: 総務部、スポーツ・文化部、県民環境部、保健福祉部、教育委員会)

- ア 保育所、幼稚園、小・中・高校における男女混合名簿の適切な利用の普及と理解促進
- イ 教師の子どもへの影響の大きさを考慮し、教師への男女共同参画に関する研修の拡充
- ウ 進路指導等において多様な選択が支援できる指導体制強化
- エ 男女共同参画教育の実践事例等の情報提供(教育研修の資料とし、波及効果を期待)
- オ 女性が将来像を描く際に参考となる事例(ロールモデル)に関する情報提供や啓発等の推進
- カ 意欲と能力に応じて様々な分野に積極的に参画していくことを可能とする機会の提供(チャレンジ支援)に関する情報提供や啓発等の推進

施策の方向 ②家庭・地域における男女平等意識の啓発

(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、教育委員会)

- ア コミュニティ単位での男女共同参画事業を行う市町への支援
- イ PTA、婦人会等における男女共同参画に関する学習会への支援
- ウ 青年や高齢者など各世代への男女共同参画に関する意識啓発
- エ 幼少期からの家庭教育の支援
- オ 地域における男女共同参画の取組を支援するため、出前講座を実施するなど、地域での学習機会の充実
- カ 男性の参加を重視した男女共同参画に関する学習会への支援

主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大

重点目標(1) 行政・民間部門等における女性の参画拡大

(現状)

- ・ 県の審議会等(※)委員における女性の割合は、目標数値を掲げて取り組んだことにより、平成20年度に40%を超え、その後も40%以上を維持しています。他の分野では、女性の割合は少しずつ増える方向にはあるものの低い状況にあります。
- ・ 世論調査では、「役職や公職に女性がもっとついたらよいと思うか」との問いについては、全ての役職、公職で「そう思う」と答えた者の割合が高くなっています。一方、就任の依頼があった場合の対応では、男性の方が女性よりも積極的です。

○女性の参画状況

項目		H22	H26	R元	備考(資料)		
地方議会に占める女性議員の割合	愛媛県	6.7%	4.4%	4.5%	県男女参画・県民協働課調、全国数値は内閣府調		
	全国平均	8.1%	8.8%	10.0%			
審議会等に占める女性委員の割合	愛媛県	41.6%	40.7%	41.0%			
	県内市町	22.4%	25.6%	27.0%			
	都道府県平均	33.9%	35.3%	37.1%			
県の管理職(本庁課長級以上)への女性の登用状況	愛媛県	3.1%	4.6%	6.3%			
	全国平均	6.0%	7.2%	10.3%			
県の役付職員への女性の登用状況(知事部局及び諸局(教育委員会及び公営企業を除く))		愛媛県	8.8%	11.1%		17.5%	県人事課調
学校管理職における女性の登用状況	小学校	愛媛県	18.2%	24.2%		15.6%	文部科学省「学校基本調査」
		全国平均	20.6%	20.1%		24.0%	
	中学校	愛媛県	4.4%	7.0%		6.5%	
		全国平均	7.2%	6.7%		10.7%	
	高等学校	愛媛県	7.8%	8.9%	6.5%		
		全国平均	7.7%	6.6%	9.2%		
管理的職業従事者に占める女性の割合	愛媛県	6.9%(H19)	14.3%(H24)	16.7%(H29)	総務省統計局「就業構造基本調査」		
	全国平均	11.2%(H19)	13.4%(H24)	14.8%(H29)			
自治会長に占める女性の割合(愛媛県)		3.7%	4.3%	7.0%	県男女参画・県民協働課調		

○役職や公職に女性がもっとついたらいいと思うか

項目		そう思う	そう思わない	わからない	無回答
町内会長、自治会長	H21	39.7%	24.8%	29.7%	5.8%
	H26	43.6%	20.7%	32.9%	2.8%
	R元	42.0%	22.6%	32.0%	3.4%
PTA会長	H21	48.4%	19.7%	25.9%	6.0%
	H26	48.9%	19.4%	28.8%	4.0%
	R元	45.9%	20.0%	30.0%	4.1%
職場の管理職	H21	55.8%	15.0%	21.5%	6.0%
	H26	60.0%	12.8%	23.8%	3.3%
	R元	59.3%	15.0%	21.5%	4.3%
県や市町の審議会委員	H21	58.7%	11.6%	23.5%	6.2%
	H26	60.5%	9.1%	26.9%	3.5%
	R元	59.3%	11.7%	25.4%	3.6%
知事や市町長	H21	48.7%	18.5%	26.3%	6.6%
	H26	55.4%	13.4%	27.7%	3.5%
	R元	55.2%	15.6%	25.3%	3.9%
国、県、市町の議会議員	H21	59.7%	11.5%	23.6%	5.2%
	H26	63.1%	10.2%	23.4%	3.3%
	R元	63.2%	11.8%	21.8%	3.2%

資料：愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

(課題)

- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画は、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すものであり、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）(※)の導入など自主的な取組を促進し、女性のあらゆる分野への参画拡大を図っていく必要があります。
- ・ 国では、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指しており、国の方針を踏まえて積極的に取り組む必要があります。
- ・ 平成30年に議員立法により成立した「政治分野における男女共同参画推進法」に定められた施策を地方公共団体として着実に推進することが求められています。

施策の方向 ①行政における女性の参画拡大

(具体的施策) (担当：全部局)

ア 審議会等委員における女性委員の登用率に目標数値を設定（令和12年度までに45%以上）

- イ 委員公募制の拡充
- ウ 県職員の女性役付職員の登用率に目標数値を設定
- エ 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の着実な推進
- オ 中学、高校の女性教員の採用増加と管理職への登用促進など事業主行動計画の策定、着実な推進
- カ 市町における審議会等委員への女性委員の登用率に目標数値を設定するなど女性の登用促進への支援など
- キ 市町における女性役付職員の登用率に目標数値を設定するなど女性の登用促進など事業主行動計画に基づく取組への支援
- ク 県の行事等への子ども連れによる参加促進
- ケ 県や市町女性幹部職員を対象とした研修会の実施等による人材育成

施策の方向 ②民間部門における女性の参画拡大

(具体的施策) (担当：全部局)

- ア 各種団体(自治会、PTAのほか経済団体、各種職能団体、職業団体、NPO等)の意思決定における女性の参画拡大に向け、各団体の代表や役員登用に自主的なクォーター制を導入しているような女性登用を促進するポジティブ・アクションを実施している団体の事例を参考に情報提供や意識啓発等に取り組み、自主的かつ実効的な取組を促進
- イ 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度」となることを目指した計画的な取組の促進

施策の方向 ③政治分野における男女共同参画の促進

(具体的施策) (担当：総務部、県民環境部、議会事務局)

- ア 政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資する実態の調査及び情報の収集等を推進
- イ 政治分野における男女共同参画の推進について、理解を深める啓発活動の実施
- ウ 政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を推進するための環境整備

(※) 審議会等

政策の立案、運営に当たり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関で、審議会、委員会、協議会等の名称で呼ばれています。

(※) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法において、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されており、愛媛県男女共同参画推進条例でも同じく定義されています。

クォータ制（※）（割当制）やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式（※）など多種多様な手段があり、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置を推進することが重要です。

(※) クォータ制：人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

(※) ゴール・アンド・タイムテーブル方式：達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式のこと。

重点目標（2）女性の能力開発（エンパワーメント）（※）等の支援

（現状）

- ・女性の参画が進まない理由として、男性優位の組織運営や性差別等の意識、家族の協力不足などのほか、女性の積極性が十分でないことや能力開発（エンパワーメント）の機会が不十分であること等が考えられます。

○女性リーダーを増やすときの障がい（複数回答）

項目	男性	女性
保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が不十分	35.4%	45.9%
保育・介護の支援などの公的サービスが不十分	29.8%	36.8%
男性や顧客が女性リーダーを希望しない	27.7%	34.6%
長時間労働の改善が不十分	20.5%	27.8%
女性自身がリーダーになることを希望しない	26.2%	13.6%
現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ない	20.8%	12.7%
企業などにおいては、管理職になると広域異動が増える	14.6%	13.4%

資料：愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

(課題)

- ・ 女性が多様な能力を身に付け、積極的に社会に参画できる条件整備が必要です。
- ・ 女性人材の積極的な育成を図り、各地の女性グループ等の活動を支援する必要があります。
- ・ 国では中核となる柱の一つに「SDGs (※) の担い手としての次世代・女性のエンパワーメント」を掲げており、国の方向性を踏まえて取組を進める必要があります。

施策の方向 ①女性の学習活動等の支援

(具体的施策) (担当：県民環境部、経済労働部、教育委員会)

- ア 「愛媛県女性人材リスト」の登録者数の拡充及び個人情報保護に十分配慮した人材情報の有効な活用による参画機会の拡大
- イ 企画力や提言力を身に付ける契機となる研修、講座等の機会の拡充
- ウ 県実施の各種講座修了生との連携協力
- エ 情報の収集、提供等女性が活動しやすい環境づくり
- オ 女性リーダーの育成支援
- カ エンパワーメントカレッジの開催等、男女共同参画の理念に基づいた生涯学習の推進
- キ 男女共同参画に関する夜間・休日講座や各地における講座等を拡充
- ク 企業等による女性の就業継続に向けた研修の実施等の支援（ライフプランニングやキャリア形成に総合的に対応した研修の実施やメンター制度導入、相談体制の整備に向けた研修など）

施策の方向 ②交流・ネットワーク化への支援

(具体的施策) (担当：県民環境部、経済労働部)

- ア 男女共同参画社会づくりに向け活動する団体、グループの交流促進、連携強化
- イ 女性グループ等の活動への支援
- ウ 男女共同参画センター内の「情報発信コーナー」の充実
- エ 男女共同参画センターホームページの拡充
- オ 「えひめ女性活躍推進協議会」など女性活躍の推進に向けた経済団体や関係機関との連携推進
- カ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるような各種支援策の情報提供

(※) 女性の能力開発 (エンパワーメント)

「男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと」をいいます。

(※) SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール、169のターゲットから構成され、ゴール5として「ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメント」を掲げるとともに、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受すべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を廃絶していくことなどが掲げられています。

重点目標（3）防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進

（現状）

- ・ 東日本大震災において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じましたが、それ以降の様々な自然災害においても、いまだ男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分浸透しているとは言い難い状況であり、改めて男女共同参画の視点の重要性が問われています。
- ・ 「愛媛県地域防災計画」に男女共同参画の視点を明記し、取組を進めています。
- ・ 急速かつ大幅な人口減少に直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女共に希望に応じ安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる男女共同参画社会づくりが必要です。特に女性が活躍できる地域社会の構築が地方創生の鍵となっています。
- ・ 科学技術・学術分野における研究者に占める女性割合は、他の先進国と比べて低くなっています。
- ・ 県内には99か国、13,540人（令和元年12月末現在）の外国人が暮らしており、地域社会においても、異なる文化や価値観を持った人々と接する機会が多くなっています。
- ・ 様々な分野で、ボランティアやNPO（※）の活動など社会貢献活動への関心が高まっています。
- ・ 地域社会において、外国人の異なる価値観、文化、生活習慣等を認め合うことが大切です。

○防災・減災対策における男女共同参画の推進

項目		H26.4	H28.4	H30.4
消防団員における女性消防団員の状況	愛媛県	2.9%	3.0%	3.1%
	全国平均	2.5%	2.8%	3.1%

資料：防災危機管理課調

○地域における国際交流・協力の促進

項目		H21	H26	R元
外国人登録者数（人）	愛媛県	9,698人	8,834人	13,540人
	全国	2,186,121人	2,121,831人	2,933,137人

資料：法務省「在留外国人統計(H26・R元)」・「登録外国人統計(H21)」

○様々な分野における男女共同参画の推進

項目		H27.3	H29.3	H31.3
愛媛ボランティアネット登録会員数（団体会員＋個人会員）		3,661件	3,961件	4,397件
特定非営利活動法人（NPO法人） の認証数	愛媛県	437件	456件	475件
	全国	50,087件	51,515件	51,605件

資料：男女参画・県民協働課調

（課題）

- ・ 災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から予防、応急、復旧等の全ての局面において女性が重要な役割を果たすことを認識し、女性の参画を拡大する必要があります。また、事前の備え、避難所運営、被災者支援等の実施に当たっても男女共同参画の視点を取り入れた取組の推進が求められます。
- ・ 全国的に若い女性の大都市圏へ転入超過数が増大しており、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、女性にとって魅力的な地域を作っていくことが必要です。
- ・ 地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化や環境保全などの課題に、男女が共に参画して取り組んでいくことが必要です。
- ・ 地域社会において、外国人の異なる価値観、文化、生活習慣等を認め合うことが大切です。
- ・ 研究者の女性割合は依然として低く、科学技術・学術分野での男女共同参画の推進が求められています。

施策の方向 ①災害対応における男女共同参画の視点の強化

（具体的施策）（担当：県民環境部、保健福祉部）

- ア 防災（災害復興を含む）に関する男女共同参画の推進
- イ 消防職員・警察官について、防災の現場への女性職員の配置促進
- ウ 消防団などにおいて女性が参画しやすい環境整備、女性消防団員の確保を促進
- エ 自主防災組織への女性の参画促進
- オ 男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理

施策の方向 ②地域づくり、環境その他の分野における男女共同参画の推進

（具体的施策）（担当：総務部、企画振興部、スポーツ・文化部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）

- ア まちづくりネットワークを活用した情報提供及び地域づくりにおける男女共同参画の推進
- イ 観光まちづくりの担い手となる住民グループ形成及び体験・交流プログラムの作成支援における男女共同参画の推進
- ウ PTA、自治会、消防団、商工会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- エ 男女共同参画の視点を踏まえ、市町、男女共同参画センター、市町男女共同参画センター、大学、N

- オ PO、NGO、地縁団体、企業等地域活動を行っている団体との連携促進
- カ 環境保全に関する方針、施策等の決定過程での女性の参画促進
- キ 環境保全活動・環境学習等のグループ・団体等における男女共同参画の推進
- ク 自然公園において巡回、指導を行う自然保護指導員への女性の参加促進
- ク 社会資本の整備や維持管理を担う建設産業における女性の入職促進

施策の方向 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進

(具体的施策) (担当：企画振興部、県民環境部、教育委員会)

- ア 科学技術・学術分野における女性の参画拡大
- イ 科学技術・学術分野における男女共同参画社会づくりに向けた活動(調査、研究、ネットワーク)への支援
- ウ 科学技術分野における女性の人材育成及び雇用について愛媛県科学技術振興指針への位置付け
- エ 女子学生・生徒の理工系分野の進路選択の支援

施策の方向 ④地域における国際交流・協力の促進

(具体的施策) (担当：県民環境部、経済労働部)

- ア 男女共同参画の視点に立って地域レベルで、開発途上国への技術支援や資金・物資援助など草の根国際協力を促進
- イ 地域における国際交流の促進
- ウ 男女共同参画に関する国際レベルでの情報の収集、提供(国際的なフォーラムや会議の情報提供等)
- エ 国際的視野を持ち、様々な分野で活躍する女性の活動支援施策

(※) NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利組織という意味で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

特定非営利活動促進法(NPO法)は、ボランティア団体や市民団体などの民間非営利団体が、簡易に法人格を取得できるようにすることにより、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としており、認証を受けると特定非営利活動法人(NPO法人)となることができます。

主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

重点目標(1) 男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり

(現状)

- ・ 家庭においては、本県の男性の家事などに占める時間は1日に44分に対して、女性は3時間28分で、固定的役割分担意識を背景に、家庭責任の多くを女性が担っている実態があり、その結果、女性が働く場において活躍することが困難になっている場合が多くなっています。
- ・ 男性に多く見られる仕事中心のライフスタイルでは、家庭、地域への参画が困難な状況です。
- ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は経済の活性化や個人生活の充実につながる考え方ですが、ワークとライフが二者択一的に捉えられる場合があるなど、その理解は十分に進んでいません。
- ・ 人生100年時代の到来に伴い、若い時から仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活を送っていくことが求められており、そうした新たなビジョンに合ったワーク・ライフ・バランスの在り方を考えていくことが重要になっています。
- ・ こうした事例を参考にしながら、ワーク・ライフ・バランスの推進が、経済の活性化と個人生活の充実に相乗的な効果をもたらすものであるとの認識を更に広めることが重要です。
- ・ 少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、性別や年齢によらず一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、職場で、家庭で、地域で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることが出来る社会の形成が求められています。
- ・ 地域社会での助け合いなど、身近なことについての地域の役割や機能に対する期待が高まっています。

○生活の中での優先順

		希 望	現実・現状
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	男性	45.9%	31.3%
	女性	35.0%	26.6%
「家庭生活」を優先したい	男性	15.9%	10.4%
	女性	23.5%	27.3%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	男性	7.8%	5.7%
	女性	15.4%	8.7%
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべて優先したい	男性	7.2%	6.0%
	女性	10.0%	7.5%
「地域・個人の生活」を優先したい	男性	5.7%	5.4%
	女性	5.6%	3.4%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	男性	5.7%	5.4%
	女性	4.8%	4.9%
「仕事」を優先したい	男性	7.5%	27.5%
	女性	2.2%	11.4%

資料：愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○家事関連時間

項目		H18	H23	H28
家事、介護・看護、育児、買い物にかかる時間 (週全体の平均)	男性	38分	42分	44分
	女性	3時間35分	3時間35分	3時間28分

資料：総務省「社会生活基本調査」

○ボランティア活動

項目		H18	H23	H28
ボランティア活動の行動者率 (15歳以上人口に対する行動者の率)	男性	27.7%	24.5%	25.0%
	女性	28.8%	27.9%	26.9%

資料：総務省「社会生活基本調査」

(課題)

- ・男女が共に家族の一員としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが必要です。特にこれまで家庭や地域への参画が少なかった男性が、家庭等に積極的に参画することができる環境が求められています。
- ・人生100年時代を意識し、その時々的人生のステージにおいて、全ての人々がそれぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められています。

施策の方向 ①働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現

(具体的施策) (担当：総務部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、教育委員会)

- ア 育児・介護休業制度等の周知、男性も育児・介護休業を取得しやすい環境づくりのための普及・啓発の推進
- イ 育児・介護休業制度等利用者への不利益取扱禁止やハラスメントの防止の周知
- ウ 仕事と生活の両立が可能な職場環境整備に向けた専門家による支援
- エ 仕事と子育てや介護等の家庭生活との両立支援に積極的に取り組む県内中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」(※)として認証・PRする等、働きながら子育てや介護等の両立をしやすい労働環境が整備されるよう積極的に支援
- オ 子どもたちを健やかに育てるための活動や制度づくりに積極的に取り組む企業と県教育委員会が協定を締結し、企業と行政が一体となった家庭教育支援を充実
- カ 短時間正社員制度、フレックスタイム制度、多様就業型ワークシェアリング、在宅勤務制度などの多様な働き方の普及・促進
- キ 完全週休2日制の普及や年次有給休暇の取得促進、リフレッシュ休暇・ボランティア休暇等の多様な休暇制度の導入を促進
- ク 経営者や管理職等を含めた意識啓発など長時間労働をはじめとする男性中心の働き方の見直し
- ケ ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業等の取組促進(結婚、育児、介護に伴う離職の防止への取組など)

- コ 個人の人生設計における仕事と生活の調和・充実に向けたメンターやロールモデルとなる人材の育成や相談体制の整備
- サ 企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等の連携や経営者のリーダーシップによる取組の促進
- シ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発
- ス 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」等の周知など多様で柔軟な働き方の普及促進
- セ 個人の主体的なキャリア形成に向けた支援や取組の促進
- ソ 働き方改革関連法等労働関係法令の周知・啓発
- タ 地域ニーズに応じた子育て支援の一層の充実や地域包括ケアシステムの実現等による家族の介護負担の軽減の促進など、男女が共に主体的なライフプランを実現できるための環境整備に向けた取組

施策の方向 ②男性の家事・育児・介護等の参画推進

（具体的施策） （担当：総務部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、教育委員会）

- ア 家事を楽しみ、積極的に取り組む男性「カジダン」の育成やネットワークの構築
- イ 子育て応援アプリ「きらきらナビ」における、男性向けコンテンツの充実
- ウ 現役世代を対象とした「介護力強化セミナー」を開催し、介護や生活支援の担い手を育成する
- エ 「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」認証による男性の育児休業取得の促進
- オ 県職員に対する育児・介護休業制度等の一層の周知及び取得促進

施策の方向 ③男女が共に参画する地域づくり

（具体的施策） （担当：企画振興部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部）

- ア ボランティア活動、NPO活動など地域への参画の促進
- イ NPOやボランティア組織の育成、支援
- ウ 企業等による社会貢献活動の啓発・広報
- エ 防犯活動、高齢者の見守り運動、子育て支援活動などの地域活動への、多様な年齢層の男女の参画の促進
- オ 防災・減災対策における平常時からの男女共同参画の推進

（※）「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」

働きながら子育てや介護等の両立をしやすい労働環境の整備を進めるため、県が仕事と子育てや介護等の家庭生活との両立支援に積極的に取り組む県内中小企業を認証する制度のことであり、企業の社会イメージの向上や優秀な人材の確保につながるといわれています。（平成31年4月に「えひめ子育て応援企業」からリニューアル）

なお、平成27年度から、この認証企業で、特に顕著な実績を上げた企業を「えひめ子育て応援ゴールド企業」として認証する制度を創設し、平成31年4月に「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」にリニューアルしました。

重点目標 (2) 安心して子どもを育てられる環境整備

(現状)

- ・ 女性が子育ての負担感から子どもを産むことをあきらめたり、仕事を辞めたりしなければならない場合もあり、女性の生き方の選択に大きな影響を与えています。
- ・ 少子化が進行する中で、将来にわたる持続可能で多様性に富んだ活力のある社会を構築するためにも、社会全体で子育てを支える環境づくりが求められています。
- ・ 県内民間事業所における育児休業取得率は、女性 88.8%、男性 4.3% (県労政雇用課「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」(令和元年 10 月)) となっています。

○家庭内における育児・介護・家事の分担

項目		H21	H26	R元
主として女性が受け持つ方がよい	女性	14.2%	11.6%	8.8%
	男性	26.9%	21.2%	14.2%
男女が共同して分担する方がよい	女性	80.6%	81.9%	85.9%
	男性	68.3%	73.0%	71.6%
主として男性が受け持つ方がよい	女性	0.0%	0.2%	0.2%
	男性	0.3%	0.6%	0.6%
その他・わからない	女性	5.2%	6.4%	5.2%
	男性	4.6%	5.2%	13.6%

資料：愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

○育児・介護に対する社会による支援

項目		H21	H26	R元
基本的に家族が行うべきである	女性	8.4%	17.9%	16.6%
	男性	20.5%	28.4%	30.5%
家族だけでは過重な負担がかかるので社会による積極的な支援が必要である	女性	88.4%	74.4%	75.8%
	男性	75.8%	62.2%	60.0%
その他・わからない	女性	3.2%	7.7%	7.6%
	男性	3.8%	9.5%	9.6%

資料：愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

(課題)

- ・ 男女が協力して子育てや家事などの家庭的責任を担うことを前提とする必要があります。
- ・ 地域で子どもを育てる環境づくり、幼児教育・保育サービス等の充実や子どもの健全育成のための施策を更に拡充する必要があります。
- ・ 働きながら子どもを安心して育てられる環境整備を行う必要があります。
- ・ 出産や子育てに伴う離転職の防止に向けた取組や、離職した人が再就職を希望する際の支援が求められています。
- ・ 次世代育成支援行動計画を着実に推進する必要があります。

施策の方向 ①育児を支援する環境の整備

(具体的施策) (担当：県民環境部、保健福祉部、教育委員会)

- ア 育児責任を担う者の就労希望や育児ニーズ等の調査を行い、保育需要を把握し、サービスの規模の拡充や不足面の改善などの施策を推進
- イ 多様な保育サービス（一時保育や休日保育など）への対応
- ウ 病後児保育の推進
- エ 地域子育て支援センター事業を積極的に導入するとともに、市町保健センター等地域で子育て支援に携わる機関が相互に連携して情報交換等を行うなど、地域の子育て支援のネットワーク構築を推進
- オ 保育所への看護職の配置推進
- カ 保育士への子どもの健康管理、救急ケア等に関する研修等の実施
- キ 障がい児保育体制の整備促進、保育士の研修と定数化
- ク 保健師、保育士、栄養士等が連携して行う育児不安の軽減に配慮した母子保健事業の推進
- ケ 予防接種に関する普及啓発や情報提供の強化
- コ 家庭内での乳幼児の不慮の事故防止の推進
- サ 育児不安の軽減等親子の健やかな心身の健康づくりを推進することにより児童虐待の予防への取組の強化
- シ 育児・介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって助け合う、市町が運営するファミリー・サポート・センターの設置を積極的に支援
- ス 放課後児童クラブの設置促進や開設時間の延長などクラブの機能強化を支援
- セ 小児救急医療体制の強化
- ソ 県立施設における育児支援設備の整備促進
- タ 共働き支援キャンペーンの実施や共働き応援企業の募集等を通じた気運の醸成
- チ 三世帯同居・近居等の促進に取り組む市町の事例の紹介等
- ツ 家庭教育を支援する講座・学習会の実施

施策の方向 ②就業継続・再就職の支援

(具体的施策) (担当：県民環境部、保健福祉部、経済労働部、公営企業管理局)

- ア 育児・介護休業制度等の普及・啓発等による仕事と家庭の両立支援
- イ ワーク・ライフ・バランスの推進による就業継続の支援
- ウ 女性のチャレンジ支援に関する各種情報の提供
- エ 医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対する支援
- オ 県立病院職員を対象とした院内保育所の運営
- カ 再就職のための職業訓練の実施
- キ 出産・育児に伴い退職した職員を再雇用する企業を積極的に支援
- ク 出産・育児・介護等の理由で離職した看護職員・介護職員等の再就業の促進

施策の方向 ③ひとり親家庭等の生活安定の確保

(具体的施策) (担当:総務部、保健福祉部、経済労働部)

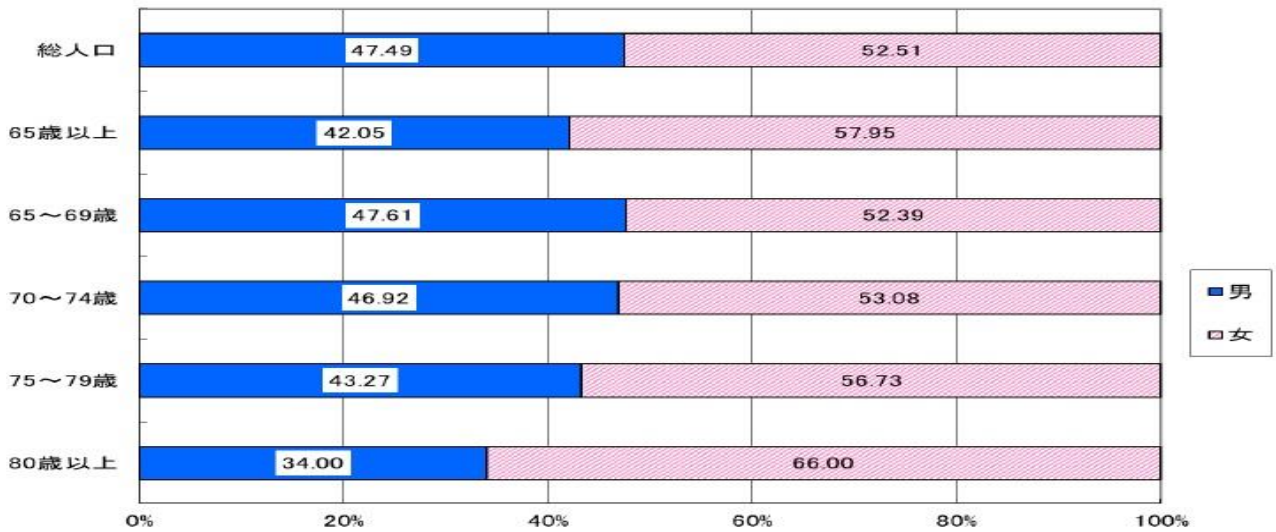
- ア 母子父子寡婦福祉資金制度の充実や児童扶養手当制度、医療費公費負担制度の実施
- イ 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施のほか、資格取得のための給付金支給、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施
- ウ ひとり親家庭等に対する家庭生活支援員の派遣や相談等支援策の推進
- エ ひとり親家庭等への各種支援制度の積極的な周知
- オ 経済状況による進学機会の差が生じないような教育費の負担軽減の実施
- カ 非正規雇用を巡る問題への対応のため、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等
- キ 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、関係機関の連携強化と幅広いネットワークによる支援
- ク 複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じた、包括的な支援とその自立を促進するための生活困窮者自立支援法に基づく支援
- ケ 若者の自立に向けた力を高める取組

重点目標 (3) 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備

(現状)

- ・ 本県の高齢化率は、令和2年4月現在32.44%で全国的にも高い水準にあり、今後も上昇が予測されています。
- ・ 家族の介護は、介護保険制度の導入によりある程度軽減されましたが、育児と同様に主に女性が担い、大きな負担となっています。一方で、男性は家事に不慣れなことや、地域とつながりが乏しいことも多く、孤立した介護生活となる場合があります。
- ・ 単身世帯が増加し、貧困など生活上の困難に直面する男女が増加しています。相対的貧困率(※)はほとんどの年齢層で女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯で高いという特徴があります。
- ・ 障がい者については、障がいの重度化、重複化及び高齢化などにより、福祉サービスに対するニーズが多様化・高度化しています。

○県内高齢者の男女比率



資料：愛媛県長寿介護課「高齢者人口等統計表(令和 2. 4. 1 現在)」

(課題)

- ・ 家族の介護は男女が共に責任を担う必要があります。
- ・ 介護を必要とする高齢者や障がい者とその家族が安心して暮らせるような社会的な援助システムの整備が重要です。
- ・ 家族介護者の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実や良質な介護基盤の構築が必要です。
- ・ 元気な高齢者は、自立し、生きがいをもって生活できるような条件整備が必要です。
- ・ 高齢者の経済状況には高齢期に至るまでの働き方やライフスタイルの影響が大きく、高齢者の貧困などの生活上の困難に対応するためには、様々な分野で男女共同参画を推進する必要があります。
- ・ 障がい者の自立した生活の支援や自立を容易にする社会基盤の整備が求められています。

施策の方向 ①高齢者や障がい者等の社会参画の促進

(具体的施策) (担当：企画振興部、スポーツ・文化部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、土木部、教育委員会)

- ア シルバー人材センターの機能強化
- イ シルバー人材センター事業周知のための普及啓発活動を支援
- ウ 学校への幅広い地域住民の参画による地域学校協働活動の推進
- エ ボランティア活動や住民参加型のサービス展開が容易に行われるような基盤整備(拠点・情報・学習環境等の整備)や助成
- オ 社会参加活動を促進するための学習機会の提供
- カ 障がい者に配慮した教育の充実・推進及び障がい者の適性と能力に応じた雇用の場の確保
- キ 高齢者や障がい者の活動の場を広げるための道路、駅等のバリアフリー化の促進
- ク 障がい者が社会生活に必要な各種の情報等を気軽に得られるようにするためのコミュニケーション確保対策の充実
- ケ 障がい者の芸術文化活動やスポーツの振興

- コ 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の推進
- サ 障がいのある男女それぞれのニーズに対応した地域生活支援体制整備及び自立・社会参加の促進
- シ 障がい者の社会的・経済的自立を促進するための職業訓練の実施
- ス 高齢者の見守り体制の整備
- セ 外国人女性が言語、文化・価値観の違い、地域における孤立などの困難に加えて女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意し、情報提供や相談体制の整備
- ソ 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている場合や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合について人権尊重の観点から人権教育や啓発活動の促進

施策の方向 ②高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり

(具体的施策) (担当：企画振興部、スポーツ・文化部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、土木部、教育委員会)

- ア 家族介護支援の推進
- イ 介護知識の普及啓発を促進するための各種介護講座の開講
- ウ 地域で支え合う福祉サービスシステムの構築
- エ 適切なリハビリテーションの場の提供促進
- オ 小地域単位の既存施設活用等による高齢者の集える場所づくり（ミニデイサービス、作業所、創作館等）の促進
- カ 介護保険関連施設の整備促進（地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援センター(※)の充実等）
- キ 地域における住宅政策に対応した高齢者向け有料賃貸住宅の整備促進
- ク 障害福祉サービスや地域生活支援事業など障がい者が地域の中で共に生活が送れるようにするための各種施策の充実
- ケ 障害児通所支援など障がいのある子どものための総合的療育体制の構築
- コ 地域の障がい者に対する相談支援体制の充実強化

(※) 相対的貧困率

平均的な生活水準を基に一定の割合の所得以下の状態にある人がどの程度いるかを示す指標であり、「等価可処分所得（収入から税・社会保険料を差し引き、社会保障給付を加えた額を、世帯の人数の平方根で割って調整した値。世帯構成員の所得水準を示す。）の中央値の50%未満の所得の人口が全人口に占める割合」です。

(※) 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、①介護予防マネジメント事業、②介護保険外のサービスも含む、高齢者や家族に対する総合相談・支援事業、③高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、④支援困難事例への指導助言等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関です。

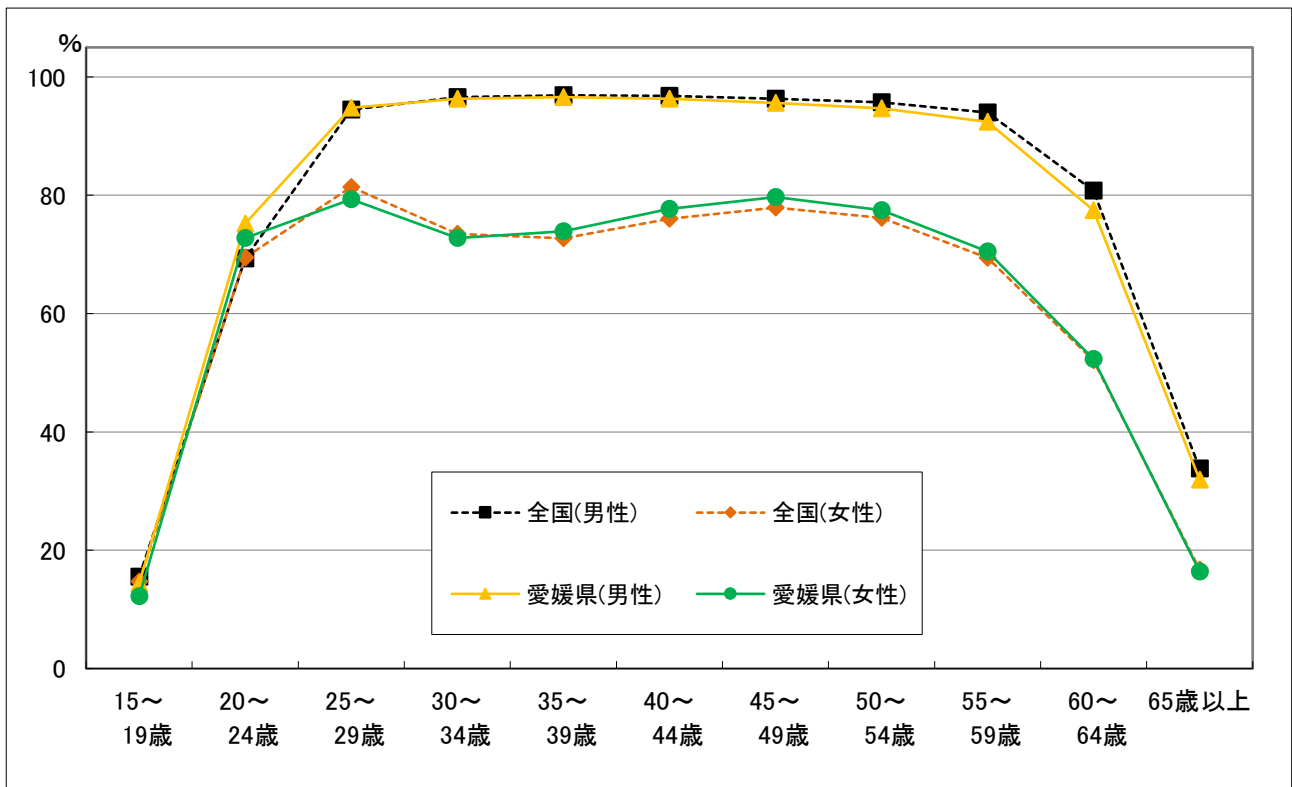
主要課題5 雇用等における男女共同参画の推進

重要目標 (1) 男女均等な雇用環境の整備

(現状)

- ・ 本県の女性の雇用者は約 27 万 3 千人で、雇用者全体に占める割合は 46.6% (平成 29 年就業構造基本調査) となっています。
- ・ 急速な少子高齢化に伴う今後の生産年齢人口の減少を踏まえ、地域経済の活性化の観点からも働きたい人が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備が重要ですが、結婚、出産に伴う女性の離職のほか、男女を問わず介護等に伴う離職が課題となっています。
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用、配置、昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等が行われない職場づくりが課題となっています。

○男女別労働力率



資料：資料出所：総務省統計局「平成 27 年国勢調査報告」

(課題)

- ・ 女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て、介護、社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備が必要です。
- ・ 男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図るとともに、事実上生じている男女労働者間の格差を解消する取組が必要であり、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等の根絶に向けた防止対策が求められています。そのため、男女雇用機会均等法を所管する愛媛労働局と連携を図りながら、施策を推進する必要があります。

施策の方向 ①雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進

(具体的施策) (担当：県民環境部、保健福祉部、経済労働部)

- ア 男女雇用機会均等法等の周知
- イ 的確な職業訓練の実施
- ウ 母性健康管理の促進
- エ 採用、就業において性別によらないキャリア支援
- オ 愛媛労働局をはじめとする関係機関との連携

施策の方向 ②積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進

(具体的施策) (担当：県民環境部)

- ア 企業等における男女間格差の是正に向けた積極的改善措置に係る自主的な取組を支援
- イ 企業における女性労働者の能力発揮を促進するための積極的改善措置に係る自主的な取組を支援

施策の方向 ③ハラスメント防止対策の推進

(具体的施策) (担当：総務部、県民環境部、保健福祉部、経済労働部、公営企業管理局、議会事務局、教育委員会)

- ア セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど職業生活におけるハラスメント防止に向けた啓発
- イ 企業や各種団体等が実施するハラスメント防止対策に係る自主的な取組を支援

重点目標 (2) 職業生活における女性の活躍推進

(現状)

- ・ 女性活躍推進法等に基づく企業の取組、保育の受け皿整備、両立支援策等の取組により、いわゆる「M字カーブ問題」(※)は解消に向かっていますが、依然として育児や介護等を理由に求職していない女性や、固定的性別役割分担意識を背景に就業を希望しない女性も少なくありません。
- ・ 団塊の世代が後期高齢者になる2025年には大幅な介護サービスの不足が予想されており、男女を問わず介護により離職を余儀なくされケースが増加すると言われてしています。
- ・ パートタイム労働、派遣労働、在宅就業など労働者の就業形態が多様化しており、愛媛県でも女性の非正規雇用者が半数を超えています。(就業構造基本調査(H24→H29)：男性 19.6%→18.9% 女性 55.6%→54.8%)

(課題)

- ・それぞれの就業形態に対応した雇用管理の改善や育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等多様な働き方を可能とする労働環境の整備のために、職業紹介や労働条件の確保等を所管する愛媛労働局等関係機関と連携を図る必要があります。
- ・育児や介護等により退職した女性の再就職や、起業を希望する女性の支援など、女性のチャレンジ支援が求められています。
- ・女性の活躍には、男性の意識改革や長時間労働を是とする職場環境の見直しが不可欠であり、男女とも家庭生活と仕事や地域活動が両立する環境整備とともに、女性の更なる登用が求められています。

施策の方向 ①女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進

(具体的施策) (担当：県民環境部、経済労働部)

- ア 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定推進において、計画策定が努力義務にとどまる企業等に対して自主目標設定など企業実情に応じた計画的な取組の推進
- イ 愛媛県版イクボス「ひめボス」(※)の推進をはじめとする女性の活躍推進に係る企業等の経営者や管理職の理解促進に向けた意識啓発
- ウ 企業等における女性リーダーや女性の就労継続に向けた様々なロールモデルやメンターとなる人材育成等に係る情報提供等支援
- エ 企業等の取組を推進するためのインセンティブ付与に係る取組
- オ 「えひめ女性活躍推進協議会」、地域の経済団体、NPO、男女共同参画センターなど多様な主体による連携体制の構築や地域実情を踏まえた取組の支援
- カ 女性活躍推進に向けたセミナー等人材育成の実施
- キ 県内自治体トップで結成した「ひめの国女性活躍応援団」(※)や内閣府の「輝く女性の活躍を加速化する男性リーダーの会」の推進による女性活躍の更なる加速化

施策の方向 ②男性の意識と職場風土の改革

(具体的施策) (担当：県民環境部、保健福祉部、経済労働部)

- ア 長時間労働等が評価される男性中心型労働慣行の残る職場風土の見直し、男女を問わず個性と能力を發揮できる職場づくりなど男女共同参画の推進
- イ 夫婦が共同して子育てをする「共育」の考え方の定着を図るための、イクメン普及など男性や周囲の意識啓発
- ウ 専業主婦世帯の夫を含めた男性の育児のための休暇取得促進のほか、男女を問わず介護離職を防止するための休暇制度等の周知や制度を利用しやすい職場づくりに向けた啓発
- エ 育児・介護休業制度等の利用者への不利益取扱の禁止やハラスメント防止の周知のほか、家庭生活における育児や介護等の制約が無くなった段階においての復帰支援等の取組の推進
- オ 「えひめ女性活躍推進協議会」、地域の経済団体、NPO、男女共同参画センターなど多様な主体の連携による啓発

施策の方向 ③起業等の女性のチャレンジ支援

(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、経済労働部)

- ア 起業に関する情報提供
- イ 起業に関する資金支援
- ウ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再就職支援
- エ 女性が将来像を描く際に参考となる事例(ロールモデル)等の情報提供及び啓発等、意欲と能力に応じて様々な分野に積極的に参画していくことを可能とする機会の提供(チャレンジ支援)の推進

施策の方向 ④情報の収集、提供及び啓発活動

(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、経済労働部)

- ア 世論調査など各種調査を通じた県民意識や企業等の状況把握
- イ 男女共同参画社会づくりのための中核的活動拠点である男女共同参画センターにおける啓発講座、研究及び情報提供等
- ウ 若い世代にも受け入れやすい情報提供(子育てアプリによる情報発信等)のほか、女性活躍のための分野横断的な情報の総合的な発信提供等

(※) 「M字カーブ問題」

国の第3次基本計画では「日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。」とされています。

(※) 愛媛県版イクボス「ひめボス」

「ひめボス」とは愛媛県版イクボスで、愛媛の活性化を願い、愛媛で働く人を応援する上司(経営者・管理職)のことです。平成29年からひめボス宣言事業所として民間にも広がっています。令和2年度からは「ひめボス事業所 plus」「ひめボス事業所 plus+」といった認定制度を創設し、各事業所の成果の見える化を図っています。

(※) 「ひめの国女性活躍応援団」

「ひめの国女性活躍応援団」は、自治体トップが率先して女性活躍を推進することを目的に、平成31年2月に知事と市町長が結成したもので、「自ら行動・発信する」「現状を打破する」「ネットワーキングを進める」という3つの行動宣言を掲げ、取組を進めています。

重点目標 (3) 農林水産業における男女共同参画の促進

(現状)

- ・ 農山漁村においては、女性による認定農業者数等が徐々に増加するなど、女性の経営参画は進展をみせているものの、依然として固定的な性別役割分担意識や古い慣習が残っています。
- ・ 農業協同組合役員の女性は、増加して 35 人（令和 2 年 7 月現在）になりました。漁業協同組合役員の女性は 1 人（令和 2 年 7 月現在）、森林組合役員数は 1 人（令和 2 年 12 月現在）です。また、農業委員会における農業委員等に、複数の女性を登用したのは 13 委員会（令和 2 年 3 月現在）になりました。
- ・ 家族経営協定数は、27 年は 1,105 戸でしたが、令和 2 年 4 月現在では 1,178 戸に増加し、中国四国 1 位です。

項目	H22	H27	R 2
農業協同組合役員数に占める女性の割合	4.9%	7.0%	9.3%
漁業協同組合役員数に占める女性の割合	0.6%	0.5%	0.7%
森林組合役員数に占める女性の割合	0.4%	0%	0.5%
女性起業活動数	397 件	408 件	355 件
家族経営協定締結数	1,007 戸	1,105 戸	1,178 戸

資料：農林水産省「農林業センサス」

(課題)

- ・ 方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の意見が生産や経営の場に反映されるよう、意識改革と条件整備を更に積極的に進める必要があります。
- ・ 女性の起業活動が盛んに行われており、女性の経済的地位の向上にもつながるよう、引き続き活動を支援していく必要があります。
- ・ 女性が働きやすい作業環境の整備や育児・介護・家事等にかかわる女性の負担軽減など、農山漁村におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する必要があります。
- ・ 固定的な性別役割分担意識と行動の変革を促進する必要があります。

施策の方向 ①方針決定過程等への女性参画の推進

(具体的施策) (担当・農林水産部)

- ア 農業委員への登用の促進
- イ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等における女性の役員への登用や正組合員としての加入の促進
- ウ 「人・農地プラン」検討会構成員への女性の参画を推進

施策の方向 ②女性が活躍できる環境づくりと意識改革

(具体的施策) (担当：企画振興部、農林水産部)

- ア 固定的な性別役割分担意識や慣行の是正・啓発
- イ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した家族経営協定の推進
- ウ 生産技術や経理管理能力の向上を図るための活動を支援し、女性リーダーを育成
- エ 地域における男女共同参画の推進体制の充実強化

(※) 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族の一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている家族みんなが話し合っって農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営委譲等、家族相互のルールを文書にして取り決めるものです。

Ⅶ 推進体制

1 男女共同参画推進条例の適切な施行

- ・ 男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえた愛媛県男女共同参画推進条例に基づき、県内の状況に配慮しつつ、適切な男女共同参画行政の推進を図るとともに、わかりやすい普及啓発や課題解決型の実践活動を通じた県民等との連携と協力のもとに、男女共同参画社会の早期実現を目指します。
- ・ 愛媛県男女共同参画推進委員制度の運用により、県の施策についての苦情の適切な処理や、性別による差別的取扱い等の人権侵害が生じた場合の救済を図ります。
- ・ 県庁の推進体制である「愛媛県男女共同参画推進本部」の下に女性活躍推進部会を設置し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨を踏まえた女性活躍推進を、男女共同参画社会づくりと一体的に推進します。

2 市町、関係機関、民間団体との連携強化

- ・ 情報の提供や技術的な助言など必要な措置を通じ、市町の主体的な取組を積極的に支援し、協働して各地域における男女共同参画社会づくりを推進します。
- ・ 県、市町間で情報交換や意見交換を行う機会を確保します。
- ・ 民間の各種団体等で構成される「男女共同参画社会づくり推進県民会議」を主体として県民大会を開催します。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて活動している民間団体等への情報提供等の支援に努めます。
- ・ 県内の経済団体等を中心に平成 26 年 8 月に設立した「えひめ女性活躍推進協議会」（事務局：愛媛県法人会連合会）を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 23 条に規定する協議会に位置付け、女性活躍のための地域ぐるみの取組を推進します。
- ・ 男女共同参画社会づくり及び女性活躍を強力に推進するため、えひめ女性活躍推進協議会や愛媛労働局、大学等との連携を強化します。
- ・ 女性活躍推進のため、必要な人が県内どこでも、いつでもワンストップで情報を入手・利用することができるよう、分野横断的な情報（起業、再就職等に関する施策・事業や相談窓口、女性活躍に関する自主目標設定企業の目標概要、地域活動に取り組む団体の紹介等）を総合的に発信するポータルサイトを構築します。

3 拠点施設の充実、機能強化

- ・ 「男女共同参画センター」においては、性別や就業の有無に関わりなく、あらゆる人々が利用しやすいように機能の充実を図ります。
- ・ 県の拠点施設である「男女共同参画センター」と「新居浜市立女性総合センター（新居浜ウイメンズプラザ）」（新居浜市）や「松山市男女共同参画推進センター（コムズ）」（松山市）等、市町の男女共同参画関連施設とのネットワーク化を推進します。
- ・ 調査研究、情報発信機能の充実に努めます。
- ・ 地域の女性活躍に必要な人材発掘・育成及び防災力の拠点として、人員の育成とネットワーク化、先進的な取組事例の共有及び情報発信など機能強化を図ります。

4 計画の進行管理、公表

- ・ 目標ごとにできる限り目標数値を設定することにより、現状や施策の推進状況をわかりやすく示し、計画の着実な推進を図ります。
- ・ 県庁の推進体制である「愛媛県男女共同参画推進本部」を活用し、毎年度の進捗状況について進行管理を行い、全庁で総合的・計画的に推進します。
- ・ 「愛媛県男女共同参画会議」は、男女共同参画の推進に関する施策や重要事項を審議するとともに、施策の実施の状況について必要に応じて調査します。
- ・ 男女共同参画に関する年次報告書を作成し、公表します。
- ・ E B P M（証拠に基づく政策立案）に基づき、施策の実施状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の取組に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立します。

VIII 数値目標

主要課題	重点目標・項目	目標数値		備考 (関連計画)
		現状値 (R2年度 調査時点)	目標値 (R12年度)	
1 男女の人権 の尊重	重点目標(1)女性に対する暴力の根絶			
	女性の犯罪被害防止講習の実施回数	29回 (H28～R元)	50回	
	重点目標(3)生涯を通じた女性の健康支援			
	特定健康診査実施率	46.5% (H29)	70% (R5年度)	第3期愛媛県医療費適正化計画
	子育て世代包括支援センター設置市町数	6市町 (H30)	20市町 (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	重点目標(4)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備			
	ひとり親家庭の就業率	92.9%	94%以上 (R4年度)	第六次愛媛県長期計画、愛媛県版 まち・ひと・しごと創生総合戦略
	就業支援講習会受講生の就業率	54.4% (H28～H30)	60% (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
ひとり親家庭学習支援ボランティア実施市町数	6市町 (R元)	10市町 (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)	
2 男女共同参 画の視点に 立った意識の 改革	重点目標(1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践			
	男女の地位が平等と感じる人の割合 (「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらかの性が優遇 されている」と感じる人の割合の合計)	71.4% (R元)	85% (R12年度)	
	重点目標(2)男女共同参画の視点に立った学びの推進			
県立高校生の保育・介護体験活動への参加率	56.3%	60% (R12年度)		
3 意思決定の 場への女性 の参画拡大	重点目標(1)行政・民間部門等における女性の参画拡大			
	審議会等における女性委員の割合	41.1%	45%以上 (R12年度)	
	県職員(知事部局等※1)の女性役付職員の割合	14.7%	23% (R7.4.1)	愛媛県職員愛顔の子育て・女性活躍サポ ートプラン(愛媛県特定事業主行動計画) (策定中)
	重点目標(3)防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進			
	消防団員における女性の割合	3.3%	5% (R8年度)	第4次男女共同参画基本計画(内 閣府)
防災士における女性の割合	20.0% (R2.11月)	30% (R4年度)	えひめ震災対策アクションプラン	
4 家庭生活と 仕事、地域 活動が両立 する環境 整備	重点目標(1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり			
	えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数	653社	720社 (R4年度)	第六次愛媛県長期計画、愛媛県版 まち・ひと・しごと創生総合戦略
	えひめ家庭教育サポート企業の協定締結件数	81件	135件 (R12年度)	愛媛県生涯学習推進計画
	県職員(知事部局等※1)の育児休業を取得した男性職 員の割合	2.1%	30% (R6年度)	愛媛県職員愛顔の子育て・女性活躍サポ ートプラン(愛媛県特定事業主行動計画) (策定中)
	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の 割合	40.5% (R元)	向上 (R6年度)	第六次愛媛県長期計画、第2期え ひめ・未来・子育てプラン(後期)
	愛顔の子育て応援アプリの男性利用者割合	10.1% (H30)	20% (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	愛媛ボランティアネット会員登録数	4,698会員	5,100会員 (R4年度)	第六次愛媛県長期計画

4 家庭生活と 仕事、地域 活動が両立 する環境 整備	重点目標(2)安心して子どもを育てられる環境整備			
	「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	2,144件 (R元)	2,400件 (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	403回 (H30)	535回 (R12年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用人数	39,911人 (R2)	50,442人 (R6年度)	第六次愛媛県長期計画、第2期えひめ・未来・子育てプラン(後期)
	延長保育の実利用人数	5,672人 (R元)	8,634人 (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	地域子育て支援拠点施設設置箇所数	89箇所 (R2)	92箇所 (R6年度)	第六次愛媛県長期計画、第2期えひめ・未来・子育てプラン(後期)
	放課後児童クラブ登録児童数	15,041人 (R2)	16,478人 (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	病児・病後児保育の延べ利用人数	13,008人 (R元)	21,280人 (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	12箇所 (H30)	13箇所 (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	認定こども園の認可・認定数	100箇所 (R2)	136箇所 (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	子育て短期支援(ショートステイ)	8市町 (R元)	12市町 (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)
	重点目標(3)高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備			
	短期入所サービス	465,893日	()	高齢者保健福祉計画・介護保険 事業支援計画(策定中)
	認知症サポーター養成数	153,421人	()	高齢者保健福祉計画・介護保険 事業支援計画(策定中)
民間企業における障がい者雇用率	2.16% (H30)	2.3% (R4年度)	第六次愛媛県長期計画	
バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	63.1%	80.0% (R6年度)	第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期)	
5 雇用等にお ける男女共 同参画の推 進	重点目標(2)職業生活における女性の活躍推進			
	ひめボス事業所plus、ひめボス事業所plus+認定事業所数	13社 (R2.12月)	400社 (R12年度)	
	育児休業取得率	男性 4.3% 女性 88.8%	男性10.0%以上 (R5年度) 女性91.7%以上 (R5年度)	第六次愛媛県長期計画、第2期えひめ・未来・子育てプラン(後期)
	25歳から44歳までの女性の就業率	72.7% (H27)	82.0% (R7年度)	
	重点目標(3)農林水産業における男女共同参画の促進			
	農業委員及び農地利用最適化推進委員会における女性の登用	14委員会 (R2.11月)	複数の委員登用 20委員会 (R7年度)	愛媛県農山漁村女性ビジョン (策定中)
	農業協同組合の役員に占める女性の割合	9.3%	15% (R7年度)	愛媛県農山漁村女性ビジョン (策定中)
	女性役員を登用している森林組合等の認定林業事業体の割合	40.6%	45% (R7年度)	愛媛県農山漁村女性ビジョン (策定中)
	漁業協同組合の正組合員に占める女性正組合員の割合	5.0%	4.5% (R7年度)	愛媛県農山漁村女性ビジョン (策定中)
	認定農業者に占める女性の割合	8.5%	10% (R7年度)	愛媛県農山漁村女性ビジョン (策定中)
	家族経営協定締結数	1,178戸	1,300戸 (R7年度)	愛媛県農山漁村女性ビジョン (策定中)
県林業研究グループ連絡協議会の会員に占める女性の割合	16.0%	17% (R7年度)	愛媛県農山漁村女性ビジョン (策定中)	
一次産業女子メンバー数	111名 (R2.12月)	140名 (R7年度)	愛媛県農山漁村女性ビジョン (策定中)	

※1 知事部局及び諸局(教育委員会を除く)